

一般社団法人 形状記憶合金協会

定 款

# 一般社団法人 形状記憶合金協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 形状記憶合金協会（英文名 Association of Shape Memory Alloys [略称 ASMA]）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県綾瀬市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、形状記憶合金・超弾性合金に関する研究及び応用技術の研究、連絡、連携を図るとともに、技術の普及、指導を行い、科学技術の発展と材料の信頼性の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査、研究及びそれらの受託
- (2) 講演会、研究会、講習会などの開催
- (3) 会誌（ニュースレター）その他の刊行とホームページの運営
- (4) 国内外の関連諸団体との連絡及び連携
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（学生を除く）
  - (2) 維持会員 この法人の目的に賛同して入会し、その事業の推進に貢献する団体
  - (3) 贊助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その事業の推進に協力する団体
  - (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- 2 前項のすべての会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として、年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

### (招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決権)

第 16 条 各会員が有する総会における議決権の数は、次のとおりとする。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 正会員  | 1 個  |
| (2) 維持会員 | 10 個 |
| (3) 賛助会員 | 5 個  |
| (4) 学生会員 | 1 個  |

### (決 議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、前項の議事録に記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 5 章 役 員

### (役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び第 7 条に定める事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 27 条 理事會は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び第7条に定める事務局長の選定及び解職

#### (招 集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 事務局及び顧問

#### (事務局)

第31条 この法人の事業を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長は理事会の決議によって維持会員の中から選任する。
- 3 事務局員は理事会の決議によって選任し委嘱する。事務局員の報酬、その他の職務執行の対価は理事会の決議によって決める。

#### (顧 問)

第32条 この法人は、必要により顧問を置くことができる。顧問は理事会の決議によって選任し委嘱する。

## 第8章 資産及び会計

#### (事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の総会の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度に関する総会が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

令和 6 年 4 月 12 日：改正

上記は原本と相違ありません。

神奈川県綾瀬市吉岡東二丁目 3 番 24 号

一般社団法人 形状記憶合金協会

代表理事 土 谷 浩一